

倉庫業のあり方に関する研究会報告

平成20年6月

政策統括官付参事官（物流施設）室

倉庫を中核とした幅広い物流サービスの提供に展開しつつある倉庫業について現状を把握するとともに、その制度のあり方に関して、平成19年10月より平成20年2月にかけて、平成14年の参入規制の緩和や自主監査体制の強化等の制度改革について検証することを含め、課題・論点と考えられる事項につき、実務レベルで有識者のご意見を聴取し検討を行った。本報告はその結果を整理したものであり、今後、倉庫業の制度に関連する施策の検討等にあたり参考となるものである。

1. 安全・安心の確保に関するソフト面の対応の充実

営業倉庫での業務が保管に加え、仕分けや流通加工等も行うなど多機能化・複雑化が進展していることに加え、国民による安全・環境意識の高まりや企業の社会的責任の重視等を背景に、倉庫業の運営に関わる安全性や法令順守などコンプライアンスの確保が重要性を増している。また、荷主ニーズの高度化に伴い、倉庫事業者により提供されるサービスの品質確保を利用者たる荷主から強く求められるようになっている。

倉庫業も、こうした国民及び利用者の観点からの安全・安心の確保に対する要請にどう応えていくかが課題となっている。

(1) 倉庫管理主任者制度について

倉庫という物流活動が実施される現場において、寄託貨物の確実な保管・荷役・流通加工の実施、火災・労働災害等の事故防止、倉庫の多機能化に伴うコンプライアンス確保の重要性の増大等に対応することに加え、倉庫に関わる物流サービスの品質確保に関する制度的裏付けを強化するため、現場責任者である倉庫管理主任者の機能充実について、配置、責任、資格等の面から検討していく必要がある。

このことは、同時に現に倉庫管理主任者である者をはじめ、倉庫業務に従事する従業員の誇りや能力向上にインセンティブを与える効果が期待される。

(2) 組織的な安全マネジメントについて

倉庫という限られた空間で業務を行う倉庫業については、広く公共空間を活動の場とする公共的な輸送機関と同等なレベルの義務的な安全マネジメント制度を導入する必要性は必ずしもないと考えられるが、業務実施に伴う倉庫内外の安全上の影響の態様・程度に応じて、安全マネジメント制度の導入を検討することも選択肢たり得る。

また、(社)全日本トラック協会が、荷主企業や一般消費者がより安全性の高いトラック事

業者を選びやすくするとともに、トラック事業者全体の安全性向上に対する意識を高揚するために実施するトラック事業の安全優良事業所の認定制度（Gマーク）のように、希望する事業者に関し、安全性に関する法令の遵守状況、事故や違反の状況等について評価し、保管をはじめとする倉庫業務の安全性や品質の水準を示し、荷主等に対してのアピールというインセンティブを与える制度を導入することにより、倉庫事業者の安全・安心に対する意識を高めることが考えられる。

（3）その他

近年、食品の産地や賞味期限に関する偽装や、法令で禁止されている港湾倉庫への労働者派遣や労働者の二重派遣等の労働関係についての不祥事が相次いで発覚している。これらは、JAS法や食品衛生法、労働者派遣法等の違反に関わるものであり、一義的には食品行政、労働行政等の領域における問題として関係者の間で対応すべき問題である。

しかしながら、物品の保管・荷役を行うという業務上の性格から倉庫が違法行為等の舞台となっている事例が少なからず見受けられるため、倉庫業の公共性の高さや利用者たる荷主からの要請を踏まえ、倉庫事業者のコンプライアンスの確保の視点から、必要に応じてこうした問題への対策を講じていくことを検討する必要がある。

2. 3PL事業への展開支援

荷主によるコアビジネスへの選択と集中に伴う物流のアウトソーシングの進行に対応して、倉庫事業者をはじめとする物流事業者の3PL事業への展開が進んでいる。また、物流拠点の集約化等に伴う倉庫の大型化、通過型物流に対応した機能の高度化が進んでいる。これらを背景に、物流施設の所有と利用の分離が進展している。

倉庫事業者は、倉庫という施設を核にして総合的な物流サービスを提供する機能を果たし得る点で、3PL事業の中核を担うことが期待されるが、物流事業の規制緩和により、より柔軟に事業を展開していく環境が整えられた中で倉庫事業者の機動的な事業展開を支援していくとの観点から、物流施設に関する最近のこうした動向を踏まえ、更に倉庫業に関するシステムの見直しを行っていくことが課題として考えられる。

3PL事業促進のための環境整備としては、人材育成の面から平成16年度より3PL人材育成研修が実施されているのに加え、施設整備・事業促進支援のため、平成17年10月に物流総合効率化法が施行された。また、ソフト基盤整備のため、契約・情報セキュリティ・環境配慮に関する各種ガイドラインが策定されており、平成20年度には地域への展開支援のため、地方における3PLビジネスモデルが策定されることとなっている。

（1）3PLの新たな事業手法について

近年、自らは物流拠点や車両等のアセットを持たずに、荷主の物流をサプライチェーン全

体の視点から見直し、在庫管理・輸配送管理等の物流管理業務を行うことで、コスト低減を図るという業態の3PL事業者が現れている。

物流業務を包括的に企画・実施する3PL事業の特性から、利用者との間で保管を含む3PL事業を一括して契約し得ることの意義は大きく、そのために他の倉庫事業者の提供する保管サービスを利用する業態に制度的位置づけを与えることが考えられる。今後も3PL事業が拡大していくものと見込まれる中で、3PL事業者がより高い利用者利便を提供できるようにするため、このような制度をはじめとする支援方策が課題として考えられる。

(2) 物流施設の所有と利用の分離について

企業経営における資産の位置づけの変化、不動産投資手法の多様化という一般的な流れに加え、3PL事業の進展、拠点集約や大規模・高機能な物流施設へのニーズを背景に、物流不動産賃貸マーケットが急拡大しつつあり、物流施設の所有と利用の分離が急速に進展している。このため、3PL事業を実施するための物流施設の選択肢が広がっていることもあり、3PL事業者の自社倉庫に対する借用倉庫の利用比率が近年徐々に高まっている。

従来より、借庫という形で倉庫業を行うことに対して制約はなかったところであるが、こうした高機能・大規模な賃貸施設の整備の進展を踏まえ、倉庫業法においても同様に、物流施設賃貸事業者等が整備した倉庫が営業倉庫の施設設備基準に適合することを、倉庫事業者による事業に係る手続きとは別個に事前に確認する制度を設けるなど、倉庫事業者による賃貸施設の利用を容易にし、機動的な事業遂行を進めようとする倉庫事業者を支援していくことが課題として考えられる。

3. その他

本研究会においては、1. 安全・安心の確保に関するソフト面の対応の充実、2. 3PL事業への展開支援について、それぞれ課題・論点と考えられる事項を整理することとしたところであるが、その他にも、倉庫業の制度に関わるもの、関わらないものを含め、倉庫業のあり方に関していくつかの意見が提出された。

グリーンロジスティクスへの対応、大型物流施設における労働力の確保等、倉庫業が今後対処していかなければならない課題は多岐にわたると考えられるが、こうした課題に対し、今後適切に対策を講じていくことを検討する必要がある。